

保育施設関係事業
施設長 各位

石垣市福祉部子ども未来局長
〔公 印 省 略〕

新型コロナウイルス感染防止の影響による施設運営について（通知）

新型コロナウイルスの感染拡大防止についてご協力を頂き深く感謝申し上げます。

さて、4月16日に新型コロナウイルス感染症に伴う緊急事態宣言が石垣市長より発表があり、市民に対して、島内の感染拡大を徹底的に抑え込む協力をお願いとなりました。また、保育児家庭に対する保育園等の登園自粛についても触れられており、保育現場においては施設運営について、苦慮されていると察します。

各保育施設においては、厳しい状況の中での施設運営となりますが、保育を提供する重要な役割をご理解のもと、対応方をお願いします。

記

1. 保育の実施について

- ①保育所等は保育が必要な乳幼児に対して保育を提供するという重要な役割を担っていることから、現時点においては保育施設に対して臨時休園の要請はしないとしています。
- ②乳幼児の保護者等で休業されている又は、仕事を休むことで家庭内保育が可能な家庭においては、家庭内保育のご協力のお願いを行ってください。ただし、家庭の実情を考慮して強制的な協力依頼とならないようご注意ください。
- ③保育園を利用する乳幼児数の実情に応じて、保育に支障の無い範囲で保育士等の勤務体制を見直し（交代制による在宅勤務）の検討をお願いします。

2. 臨時休園となる場合について

下記の状況となった場合、県と調整を行い石垣市で保育施設・地域の臨時休園を検討し、必要に応じて要請する。

- ①園児や保護者、職員が罹患した場合
- ②地域で感染が著しく拡大している場合

3. 登園自粛した場合の保育料及び給食費の減免について

感染拡大防止の取り組み及び経済対策として、認定こども園、保育所（園）等の登園自粛により家庭内保育を行って頂きました家庭に対しては、保育料及副食費の軽減を行います。

詳細内容が決まり次第後日、文書にて発出いたします。